タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和3年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	三神清美　代表者三神清美	北海道札幌市東区	三神ＴＡＸＩ営業所	北海道札幌市東区	R3.2.19	輸送施設の使用停止（１０日車）	旅客自動車運送事業運輸規則第４５条第１号	令和３年１月１８日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）定期点検整備の実施義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第４５条第１号）	1	1
	以下余白									